

各務原市妊婦健康診査費の助成に関する要綱

(平成16年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦の健康の保持及び増進並びに異常の早期発見、早期治療を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき実施される妊婦健康診査（以下「健康診査」という。）を受診した者に対し、当該健康診査に要した費用（以下「健診料」という。）を助成することに関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 健診料の助成を受けることのできる者は、市内に住所を有する妊婦で、医療機関又は助産所において第5条の規定により市長が交付した受診票により健康診査を受けたものとする。

(健康診査の内容)

第3条 健康診査の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診及び診察
- (2) 血圧・体重測定
- (3) 尿化学検査
- (4) 血液検査
- (5) 子宮頸がん検診
- (6) B群溶血性連鎖球菌検査（GBS検査）
- (7) クラミジア抗原検査
- (8) 超音波検査

(健診料の助成額)

第4条 要綱に基づき実施することを本市と契約した医療機関（以下「委託医療機関」という）における健診料の助成は、県医師会との協議による契約単価とする。

なお、委託医療機関以外又は助産所で健康診査を行った場合についても、委託医療機関との契約金額と同額とする。ただし、実施した健診料が契約金額に満たないときは、その額とする。

(受診票の交付)

第5条 市長は、別に定める妊娠の届出をした妊婦に妊婦健康診査受診票（様式第1号から様式第7号まで。以下「受診票」という。）を交付するものとする。

(受診票の有効期限)

第6条 受診票の有効期限は、分娩までとする。

(費用の請求及び健診料の助成申請)

第7条 委託医療機関にて健康診査を行ったときは、一般社団法人岐阜県医師会（以下「医師会」という。）の会員である委託医療機関は岐阜県国民健康保険団体連合会に、医師会の会員でない委託医療機関は市長に健診料を請求するものとする。この場合において、当該健診料の請求は、各月分を取りまとめて翌月10日までに行うものとする。

2 市長は、前項の規定により委託医療機関から請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、健診料を委託医療機関に支払うものとする。

3 委託医療機関以外又は助産所にて健康診査を行ったときは、受診日から1年以内に健康診査の結果が記入された受診票及び領収書を添えて、妊婦健康診査費助成申請書（様式第8号）により市長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条第3項の規定による助成申請を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、第4条に規定する助成額を支給するものとする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第9条 医療機関の医師等、市職員その他の健康診査の関係者は、健康診査の受診者の秘密保持に配慮するとともに、知り得た秘密を健康診査の実施の目的以外には使用してはならない。

(保健指導)

第10条 市長は、健康診査の結果に基づき、妊婦に対し必要な保健指導を行うものとする。

2 市長は、健康診査の円滑な実施を図るため、関係諸団体の協力を得て、保健及び医療関係者に対し、その趣旨の徹底を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 各務原市妊婦健康診査費の一部助成に関する要綱（平成13年3月30日決裁）

は廃止する。

附 則（平成17年3月31日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月22日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市妊婦健康診査費の一部助成に関する要綱第5条第1項第2号の規定は、平成20年4月1日以後に分娩を予定する者について適用し、同日前に分娩を予定する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に受診票の交付を受ける者から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の各務原市妊婦健康診査費の一部助成に関する要綱第5条第1項の規定により交付された受診票は、その有効期限に限り、改正後の各務原市妊婦健康診査費の一部助成に関する要綱第5条第1項の規定により交付された受診票とみなす。

附 則（平成21年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に受診票の交付を受ける者から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の各務原市妊婦健康診査費の一部助成に関する要綱第5条第1項の規定により交付された受診票は、その有効期限に限り、改正後の各務原市妊婦健康診査費の一部助成に関する要綱第5条第1項の規定により交付された受診票とみなす。

附 則（平成22年4月1日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に受診票の交付を受ける者から適用する。

附 則（平成23年3月29日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に受診票の交付を受ける者から適用する。

附 則（平成25年3月21日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に受診票の交付を受ける者から適用する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に受診票の交付を受ける者から適用する。

附 則（平成28年10月14日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日決裁）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市妊婦健康診査費の助成に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受診票の交付を受ける者について適用し、同日前に受診票の交付を受ける者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和5年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式第1号から様式第7号までの規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

①基本健診・初回血液検査・子宮がん検診

受診 年 月 医療機関コード

※太枠内に変更が生じた場合は訂正し、医療機関に提示し受診してください。 各務原市民のみ有効

発券 番号	健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD	妊婦氏名	生年月日
住 所						TEL	
妊娠届出日				出産予定日		年 月 日	

上記妊婦の健康診査を依頼します。

令和 年 月 日

委託医療機関の長 様

各務原市長

健康診査 の所見又 は今後必 要な処置	検査確認欄		受診 年月日	令和 年 月 日 (妊娠 週)		
	血液 検査	梅毒脂質抗原 TPHA検査	判定	1 異常なし		
		血糖				
		血算				
		風疹抗体価				
		HBs抗原				
		HCV抗体				
		血液 型			ABO	2 要観察 (理由)
		間接グーモス			Rh	
	HIV-1, 2	3 要精密検査 (理由)				
HTLV-1抗体						
子宮頸がん検診	4 要治療、治療中 (病名)					
委託医療機関名						
担当医師名						

妊婦健康診査費請求書 ①基本健診・初回血液検査・子宮がん検診	
金	左記のとおり健康診査に要した費用を請求します
令和 年 月 日	医療機関の名称、住所、代表者名
各務原市長あて	印

※岐阜県外の医療機関・助産所の方は、妊婦健康診査費を受診された妊婦の方に請求し、領収書を発行してください。受診票は必要事項を記入後、本人へ返却していただきますようお願いいたします。
上記の妊婦健康診査費請求書及び切り取り線以下の記入は不要です。

切り取り線(於・医療機関)

妊婦健康診査費請求書 ①基本健診・初回血液検査・子宮がん検診

医療機関控

金 円也

妊婦氏名

市町村名 各務原市

請求年月日 令和 年 月 日

健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD

妊婦健診は、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックのするのためのものです。安全なお産のため、定期的に妊婦健診を受けましょう。

妊娠初期～妊娠23週（第6月末）	・・・・・・・・	4週間に1回
妊娠24週（第7月）～妊娠35週（第9月末）	・・・・・・・・	2週間に1回
妊娠36週（第10月）～以降分娩まで	・・・・・・・・	1週間に1回

妊婦健康診査を受診される妊婦の方へ

- この受診票は、妊婦健康診査の公費負担が受けられる補助券です。
- この受診票は、1回（1日）につき1枚ずつ使用してください。
 - 岐阜県内の医療機関で受診される場合は、医療機関へ提出してください。
 - 岐阜県外（国内に限る）医療機関・助産所等で受診される場合は**、費用はいったん全額立て替え払いをした後、各務原市健康管理課にて妊婦健康診査費助成の申請をしてください。助成額は市が定めた助成上限額の範囲内となります。
※受診日より1年以内に申請してください。 ※申請時の持ち物・・・記入済みの受診票・申請書・印鑑（認印）・受診日の領収書（原本）・振込先の金融機関口座
- この受診票は、分娩までに本人が使用するものに限り有効です。
- この受診票により公費負担が受けられる項目は次のとおりです。

(1) 問診及び診察	(4) 初回血液検査
(2) 血圧・体重測定	(5) 子宮がん検査
(3) 尿化学検査	
- 妊婦健康診査を受診した際に、上記4以外の検査項目を受けられた場合は、その費用は自己負担となります。検査項目や費用については、医療機関窓口にてご確認ください。
- この妊婦健康診査の結果は、受診されました医療機関でお尋ねください。
- この受診票は、各務原市に住所を有する方しか使用できません。**転出された場合は、転出先の市町村で受診票の交付についてご相談ください。
- 岐阜県内の医療機関で受診された方の妊婦健康診査結果は、岐阜県国民健康保険団体連合会を経由し市へ報告されます。なお、健診に伴い収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき守られます。

岐阜県内の医療機関の方へ

妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、又は○を囲んで医療機関控部分を切り取り、残りを翌月10日までに岐阜県国民健康保険団体連合会まで請求総括票とともに提出してください。その際、受診年月日、医療機関コード及び請求金額を必ずご記入ください。

委託契約を締結していない医療機関（岐阜県外の医療機関・助産所等）の方へ

各務原市では岐阜県外の医療機関・助産所等で受診された妊婦の方に対して妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、受診票を本人へ返却してください。また本人へ妊婦健康診査費を請求していただき領収書（明細が分かるもの）を発行してください。

【お問い合わせ】

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市健康管理課 TEL 058-383-1115

② 基本健診

受診 年 月 医療機関コード

※太枠内に変更が生じた場合は訂正し、医療機関に提示し受診してください。 各務原市民のみ有効

発券 番号	健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD	妊婦氏名	生年月日
住 所						TEL	
妊娠届出日	年 月 日			出産予定日	年 月 日		

上記妊婦の健康診査を依頼します。

令和 年 月 日

委託医療機関の長 様

各務原市長

健康診査 の所見又は 今後必要 な処置	受診年月日	令和 年 月 日 (妊娠 週)
	判定	1 異常なし 2 要観察 (理由) 3 要精密検査 (理由) 4 要治療、治療中 (病名)

委託医療機関名

担当医師名

妊婦健康診査費請求書 ②基本健診

金 円也

令和 年 月 日

左記のとおり健康診査に要した費用を請求します

医療機関の名称、住所、代表者名

各務原市長あて

印

※岐阜県外の医療機関・助産所の方は、妊婦健康診査費を受診された妊婦の方に請求し、領収書を発行してください。受診票は必要事項を記入後、本人へ返却していただきますようお願いいたします。

上記の妊婦健康診査費請求書及び切り取り線以下の記入は不要です。

切り取り線(於・医療機関)

妊婦健康診査費請求書 ②基本健診

医療機関控

金 円也

妊婦氏名

市町村名 各務原市

請求年月日 令和 年 月 日

健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD

妊婦健診は、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックのするのためのものです。安全なお産のため、定期的に妊婦健診を受けましょう。

妊娠初期～妊娠23週（第6月末）	・・・・・・・・	4週間に1回
妊娠24週（第7月）～妊娠35週（第9月末）	・・・・・・・・	2週間に1回
妊娠36週（第10月）～以降分娩まで	・・・・・・・・	1週間に1回

妊婦健康診査を受診される妊婦の方へ

- この受診票は、妊婦健康診査の公費負担が受けられる補助券です。
- この受診票は、1回（1日）につき1枚ずつ使用してください。
 - 岐阜県内の医療機関で受診される場合は、医療機関へ提出してください。
 - 岐阜県外（国内に限る）医療機関・助産所等で受診される場合は、費用はいったん全額立て替え払いをした後、各務原市健康管理課にて妊婦健康診査費助成の申請をしてください。助成額は市が定めた助成上限額の範囲内となります。**
※受診日より1年以内に申請してください。 ※申請時の持ち物・・・記入済みの受診票・申請書・印鑑（認印）・受診日の領収書（原本）・振込先の金融機関口座
- この受診票は、分娩までに本人が使用するものに限り有効です。
- この受診票により公費負担が受けられる項目は次のとおりです。
 - 問診及び診察
 - 血圧・体重測定
 - 尿化学検査
- 妊婦健康診査を受診した際に、上記4以外の検査項目を受けられた場合は、その費用は自己負担となります。検査項目や費用については、医療機関窓口にてご確認ください。
- この妊婦健康診査の結果は、受診されました医療機関でお尋ねください。
- この受診票は、各務原市に住所を有する方しか使用できません。**転出された場合は、転出先の市町村で受診票の交付についてご相談ください。
- 岐阜県内の医療機関で受診された方の妊婦健康診査結果は、岐阜県国民健康保険団体連合会を経由し市へ報告されます。なお、健診に伴い収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき守られます。

岐阜県内の医療機関の方へ

妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、又は○を囲んで医療機関控部分を切り取り、残りを翌月10日までに岐阜県国民健康保険団体連合会まで請求総括票とともに提出してください。その際、受診年月日、医療機関コード及び請求金額を必ずご記入ください。

委託契約を締結していない医療機関（岐阜県外の医療機関・助産所等）の方へ

各務原市では岐阜県外の医療機関・助産所等で受診された妊婦の方に対して妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、受診票を本人へ返却してください。また本人へ妊婦健康診査費を請求していただき領収書（明細が分かるもの）を発行してください。

【お問い合わせ】

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市健康管理課 TEL 058-383-1115

③ 基本健診・超音波検査

受診 年 月 医療機関コード

※太枠内に変更が生じた場合は訂正し、医療機関に提示し受診してください。 各務原市民のみ有効

発券 番号	健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD	妊婦氏名	生年月日
住 所						TEL	
妊娠届出日	年 月 日			出産予定日	年 月 日		

上記妊婦の健康診査を依頼します。

令和 年 月 日

委託医療機関の長 様

各務原市長

健康診査 の所見又は今後必要 な処置	受診年月日	令和 年 月 日 (妊娠 週)
	判定	1 異常なし 2 要観察 (理由) 3 要精密検査 (理由) 4 要治療、治療中 (病名)
委託医療機関名		
担当医師名		

妊婦健康診査費請求書 ③基本健診・超音波検査						
金	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 円也					
令和 年 月 日	左記のとおり健康診査に要した費用を請求します 医療機関の名称、住所、代表者名					
各務原市長あて	印					

※岐阜県外の医療機関・助産所の方は、妊婦健康診査費を受診された妊婦の方に請求し、領収書を発行してください。受診票は必要事項を記入後、本人へ返却していただきますようお願いいたします。
上記の妊婦健康診査費請求書及び切り取り線以下の記入は不要です。

..... 切り取り線 (於・医療機関)

妊婦健康診査費請求書 ③基本健診・超音波検査

医療機関控

金 円也

妊婦氏名

市町村名 各務原市

請求年月日 令和 年 月 日

健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD

妊婦健診は、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックのするためのものです。安全なお産のため、定期的に妊婦健診を受けましょう。

妊娠初期～妊娠23週（第6月末）	・・・・・・・・	4週間に1回
妊娠24週（第7月）～妊娠35週（第9月末）	・・・・・・・・	2週間に1回
妊娠36週（第10月）～以降分娩まで	・・・・・・・・	1週間に1回

妊婦健康診査を受診される妊婦の方へ

- この受診票は、妊婦健康診査の公費負担が受けられる補助券です。
- この受診票は、1回（1日）につき1枚ずつ使用してください。
 - 岐阜県内の医療機関で受診される場合は、医療機関へ提出してください。
 - 岐阜県外（国内に限る）医療機関・助産所等で受診される場合は、費用はいったん全額立て替え払いをした後、各務原市健康管理課にて妊婦健康診査費助成の申請をしてください。助成額は市が定めた助成上限額の範囲内となります。**
※受診日より1年以内に申請してください。 ※申請時の持ち物・・・記入済みの受診票・申請書・印鑑（認印）・受診日の領収書（原本）・振込先の金融機関口座
- この受診票は、分娩までに本人が使用するものに限り有効です。
- この受診票により公費負担が受けられる項目は次のとおりです。
 - 問診及び診察
 - 血圧・体重測定
 - 尿化学検査
 - 妊婦超音波検査
- 妊婦健康診査を受診した際に、上記4以外の検査項目を受けられた場合は、その費用は自己負担となります。検査項目や費用については、医療機関窓口にてご確認ください。
- この妊婦健康診査の結果は、受診されました医療機関でお尋ねください。
- この受診票は、各務原市に住所を有する方しか使用できません。**転出された場合は、転出先の市町村で受診票の交付についてご相談ください。
- 岐阜県内の医療機関で受診された方の妊婦健康診査結果は、岐阜県国民健康保険団体連合会を經由し市へ報告されます。なお、健診に伴い収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき守られます。

岐阜県内の医療機関の方へ

妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、又は○を囲んで医療機関控部分を切り取り、残りを翌月10日までに岐阜県国民健康保険団体連合会まで請求総括票とともに提出してください。その際、受診年月日、医療機関コード及び請求金額を必ずご記入ください。

委託契約を締結していない医療機関（岐阜県外の医療機関・助産所等）の方

へ

各務原市では岐阜県外の医療機関・助産所等で受診された妊婦の方に対して妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、受診票を本人へ返却してください。また本人へ妊婦健康診査費を請求していただき領収書（明細が分かるもの）を発行してください。

【お問い合わせ】

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市健康管理課 TEL 058-383-1115

④ 基本健診・血算

受診 年 月 医療機関コード

※太枠内に変更が生じた場合は訂正し、医療機関に提示し受診してください。 各務原市民のみ有効

発券 番号	健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD	妊婦氏名	生年月日
住 所						TEL	
妊娠届出日	年 月 日			出産予定日	年 月 日		

上記妊婦の健康診査を依頼します。

令和 年 月 日

委託医療機関の長 様

各務原市長

健康診査 の所見又は今後必要 な処置	検査確認欄		受診 年月日	令和 年 月 日 (妊娠 週)
	血液 検査	血算 <input type="checkbox"/>	判定	1 異常なし 2 要観察 (理由) 3 要精密検査 (理由) 4 要治療、治療中 (病名)

委託医療機関名

担当医師名

妊婦健康診査費請求書 ④基本健診・血算	
金 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円也	左記のとおり健康診査に要した費用を請求します
令和 年 月 日	医療機関の名称、住所、代表者名
各務原市長あて	印

※岐阜県外の医療機関・助産所の方は、妊婦健康診査費を受診された妊婦の方に請求し、領収書を発行してください。受診票は必要事項を記入後、本人へ返却していただきますようお願いいたします。

上記の妊婦健康診査費請求書及び切り取り線以下の記入は不要です。

..... 切り取り線 (於・医療機関)

妊婦健康診査費請求書 ④基本健診・血算

医療機関控

金 円也

妊婦氏名

市町村名 各務原市

請求年月日 令和 年 月 日

健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD

妊婦健診は、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックのするためのものです。安全なお産のため、定期的に妊婦健診を受けましょう。

妊娠初期～妊娠23週（第6月末）	・・・・・・・・	4週間に1回
妊娠24週（第7月）～妊娠35週（第9月末）	・・・・・・・・	2週間に1回
妊娠36週（第10月）～以降分娩まで	・・・・・・・・	1週間に1回

妊婦健康診査を受診される妊婦の方へ

- この受診票は、妊婦健康診査の公費負担が受けられる補助券です。
- この受診票は、1回（1日）につき1枚ずつ使用してください。
 - 岐阜県内の医療機関で受診される場合は、医療機関へ提出してください。
 - 岐阜県外（国内に限る）医療機関・助産所等で受診される場合は**、費用はいったん全額立て替え払いをした後、各務原市健康管理課にて妊婦健康診査費助成の申請をしてください。助成額は市が定めた助成上限額の範囲内となります。
※受診日より1年以内に申請してください。 ※申請時の持ち物・・・記入済みの受診票・申請書・印鑑（認印）・受診日の領収書（原本）・振込先の金融機関口座
- この受診票は、分娩までに本人が使用するものに限り有効です。
- この受診票により公費負担が受けられる項目は次のとおりです。
 - 問診及び診察
 - （4）貧血検査（血算）
 - （2）血圧・体重測定
 - （3）尿化学検査
- 妊婦健康診査を受診した際に、上記4以外の検査項目を受けられた場合は、その費用は自己負担となります。検査項目や費用については、医療機関窓口にてご確認ください。
- この妊婦健康診査の結果は、受診されました医療機関でお尋ねください。
- この受診票は、各務原市に住所を有する方しか使用できません。**転出された場合は、転出先の市町村で受診票の交付についてご相談ください。
- 岐阜県内の医療機関で受診された方の妊婦健康診査結果は、岐阜県国民健康保険団体連合会を経由し市へ報告されます。なお、健診に伴い収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき守られます。

岐阜県内の医療機関の方へ

妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、又は○を囲んで医療機関控部分を切り取り、残りを翌月10日までに岐阜県国民健康保険団体連合会まで請求総括票とともに提出してください。その際、受診年月日、医療機関コード及び請求金額を必ずご記入ください。

委託契約を締結していない医療機関（岐阜県外の医療機関・助産所等）の方へ

各務原市では岐阜県外の医療機関・助産所等で受診された妊婦の方に対して妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、受診票を本人へ返却してください。また本人へ妊婦健康診査費を請求していただき領収書（明細が分かるもの）を発行してください。

【お問い合わせ】

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市健康管理課 TEL 058-383-1115

⑤ 基本健診・血算・血糖

受診 年 月 医療機関コード _____

※太枠内に変更が生じた場合は訂正し、医療機関に提示し受診してください。 各務原市民のみ有効

発券 番号	健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD	妊婦氏名	生年月日
住 所						Tel	
妊娠届出日	年 月 日			出産予定日	年 月 日		

上記妊婦の健康診査を依頼します。

令和 年 月 日

委託医療機関の長 様

各務原市長

健康診査 の所見又は今後必要 な処置	検査確認欄		受診 年月日	令和 年 月 日 (妊娠 週)
	血液 検査	血算	<input type="checkbox"/>	判定
		血糖	<input type="checkbox"/>	
1 異常なし 2 要観察 (理由) 3 要精密検査 (理由) 4 要治療、治療中 (病名)				
委託医療機関名				
担当医師名				

妊婦健康診査費請求書 ⑤基本健診・血算・血糖						
金 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 円也						左記のとおり健康診査に要した費用を請求します
令和 年 月 日	医療機関の名称、住所、代表者名					
各務原市長あて	印					

※岐阜県外の医療機関・助産所の方は、妊婦健康診査費を受診された妊婦の方に請求し、領収書を発行してください。受診票は必要事項を記入後、本人へ返却していただきますようお願いいたします。
上記の妊婦健康診査費請求書及び切り取り線以下の記入は不要です。

..... 切り取り線 (於・医療機関)

妊婦健康診査費請求書 ⑤基本健診・血算・血糖

医療機関控

金 円也

妊婦氏名

市町村名 各務原市

請求年月日 令和 年 月 日

健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD

妊婦健診は、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックのするため
 のものです。安全なお産のため、定期的に妊婦健診を受けましょう。

妊娠初期～妊娠23週（第6月末）	・・・・・・・・	4週間に1回
妊娠24週（第7月）～妊娠35週（第9月末）	・・・・・・・・	2週間に1回
妊娠36週（第10月）～以降分娩まで	・・・・・・・・	1週間に1回

妊婦健康診査を受診される妊婦の方へ

- この受診票は、妊婦健康診査の公費負担が受けられる補助券です。
- この受診票は、1回（1日）につき1枚ずつ使用してください。
 - 岐阜県内の医療機関で受診される場合は、医療機関へ提出してください。
 - 岐阜県外（国内に限る）医療機関・助産所等で受診される場合は**、費用はいったん全額立て替え払いをした後、各務原市健康管理課にて妊婦健康診査費助成の申請をしてください。助成額は市が定めた助成上限額の範囲内となります。
※受診日より1年以内に申請してください。 ※申請時の持ち物・・・記入済みの受診票・申請書・印鑑（認印）・受診日の領収書（原本）・振込先の金融機関口座
- この受診票は、分娩までに本人が使用するものに限り有効です。
- この受診票により公費負担が受けられる項目は次のとおりです。

(1) 問診及び診察	(4) 貧血検査（血算）
(2) 血圧・体重測定	(5) 血糖検査
(3) 尿化学検査	
- 妊婦健康診査を受診した際に、上記4以外の検査項目を受けられた場合は、その費用は自己負担となります。検査項目や費用については、医療機関窓口にてご確認ください。
- この妊婦健康診査の結果は、受診されました医療機関でお尋ねください。
- この受診票は、各務原市に住所を有する方しか使用できません。**転出された場合は、転出先の市町村で受診票の交付についてご相談ください。
- 岐阜県内の医療機関で受診された方の妊婦健康診査結果は、岐阜県国民健康保険団体連合会を経由し市へ報告されます。なお、健診に伴い収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき守られます。

岐阜県内の医療機関の方へ

妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、又は○を囲んで医療機関控部分を切り取り、残りを翌月10日までに岐阜県国民健康保険団体連合会まで請求総括票とともに提出してください。その際、受診年月日、医療機関コード及び請求金額を必ずご記入ください。

委託契約を締結していない医療機関（岐阜県外の医療機関・助産所等）の方へ

各務原市では岐阜県外の医療機関・助産所等で受診された妊婦の方に対して妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、受診票を本人へ返却してください。また本人へ妊婦健康診査費を請求していただき領収書（明細が分かるもの）を発行してください。

【お問い合わせ】

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市健康管理課 TEL 058-383-1115

⑦ 基本健診・クラミジア抗原検査

受診 年 月 医療機関コード _____

※太枠内に変更が生じた場合は訂正し、医療機関に提示し受診してください。 **各務原市民のみ有効**

発券 番号	健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD	妊婦氏名	生年月日
住 所						TEL	
妊娠届出日	年 月 日			出産予定日	年 月 日		

上記妊婦の健康診査を依頼します。

令和 年 月 日

委託医療機関の長 様

各務原市長

健康診査 の所見又は 今後必要 な処置	検査確認欄	受診 年月日	令和 年 月 日 (妊娠 週)
	クラミジア 抗原検査 <input type="checkbox"/>	判定	1 異常なし 2 要観察 (理由) 3 要精密検査 (理由) 4 要治療、治療中 (病名)
委託医療機関名			
担当医師名			

妊婦健康診査費請求書 ⑦基本健診・クラミジア抗原検査	
金 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円也 令和 年 月 日	左記のとおり健康診査に要した費用を請求します 医療機関の名称、住所、代表者名 各務原市長あて 印

※岐阜県外の医療機関・助産所の方は、妊婦健康診査費を受診された妊婦の方に請求し、領収書を発行してください。受診票は必要事項を記入後、本人へ返却していただきますようお願いいたします。

上記の妊婦健康診査費請求書及び切り取り線以下の記入は不要です。

..... 切り取り線 (於・医療機関)

妊婦健康診査費請求書 ⑦基本健診・クラミジア抗原検査

医療機関控

金 円也

妊婦氏名

市町村名 各務原市

請求年月日 令和 年 月 日

健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD

妊婦健診は、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックのするためのものです。安全なお産のため、定期的に妊婦健診を受けましょう。

妊娠初期～妊娠23週（第6月末）	・・・・・・・・	4週間に1回
妊娠24週（第7月）～妊娠35週（第9月末）	・・・・・・・・	2週間に1回
妊娠36週（第10月）～以降分娩まで	・・・・・・・・	1週間に1回

妊婦健康診査を受診される妊婦の方へ

- この受診票は、妊婦健康診査の公費負担が受けられる補助券です。
- この受診票は、1回（1日）につき1枚ずつ使用してください。
 - 岐阜県内の医療機関で受診される場合は、医療機関へ提出してください。
 - 岐阜県外（国内に限る）医療機関・助産所等で受診される場合は**、費用はいったん全額立て替え払いをした後、各務原市健康管理課にて妊婦健康診査費助成の申請をしてください。助成額は市が定めた助成上限額の範囲内となります。
※受診日より1年以内に申請してください。 ※申請時の持ち物・・・記入済みの受診票・申請書・印鑑（認印）・受診日の領収書（原本）・振込先の金融機関口座
- この受診票は、分娩までに本人が使用するものに限り有効です。
- この受診票により公費負担が受けられる項目は次のとおりです。
 - 問診及び診察
 - 尿化学検査
 - 血圧・体重測定
 - クラミジア抗原検査
- 妊婦健康診査を受診した際に、上記4以外の検査項目を受けられた場合は、その費用は自己負担となります。検査項目や費用については、医療機関窓口にてご確認ください。
- この妊婦健康診査の結果は、受診されました医療機関でお尋ねください。
- この受診票は、各務原市に住所を有する方しか使用できません。**転出された場合は、転出先の市町村で受診票の交付についてご相談ください。
- 岐阜県内の医療機関で受診された方の妊婦健康診査結果は、岐阜県国民健康保険団体連合会を経由し市へ報告されます。なお、健診に伴い収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき守られます。

岐阜県内の医療機関の方へ

妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、又は○を囲んで医療機関控部分を切り取り、残りを翌月10日までに岐阜県国民健康保険団体連合会まで請求総括票とともに提出してください。その際、受診年月日、医療機関コード及び請求金額を必ずご記入ください。

委託契約を締結していない医療機関（岐阜県外の医療機関・助産所等）の方へ

各務原市では岐阜県外の医療機関・助産所等で受診された妊婦の方に対して妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、受診票を本人へ返却してください。また本人へ妊婦健康診査費を請求していただき領収書（明細が分かるもの）を発行してください。

【お問い合わせ】

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市健康管理課 TEL 058-383-1115

⑧ 基本健診・GBS検査

受診 年 月 医療機関コード

※太枠内に変更が生じた場合は訂正し、医療機関に提示し受診してください。 各務原市民のみ有効

発券 番号	健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD	妊婦氏名	生年月日
住 所						TEL	
妊娠届出日	年 月 日			出産予定日	年 月 日		

上記妊婦の健康診査を依頼します。

令和 年 月 日

委託医療機関の長 様

各務原市長

健康診査 の所見又は 今後必要 な処置	検査確認欄	受診 年月日	令和 年 月 日 (妊娠 週)
	GBS検査 <input type="checkbox"/>	判定	1 異常なし 2 要観察 (理由) 3 要精密検査 (理由) 4 要治療、治療中 (病名)

委託医療機関名

担当医師名

妊婦健康診査費請求書 ⑧基本健診・GBS検査						
金 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 円也 令和 年 月 日						左記のとおり健康診査に要した費用を請求します 医療機関の名称、住所、代表者名 各務原市長あて 印

※岐阜県外の医療機関・助産所の方は、妊婦健康診査費を受診された妊婦の方に請求し、領収書を発行してください。受診票は必要事項を記入後、本人へ返却していただきますようお願いいたします。

上記の妊婦健康診査費請求書及び切り取り線以下の記入は不要です。

..... 切り取り線 (於・医療機関)

妊婦健康診査費請求書 ⑧基本健診・GBS検査

医療機関控

金 円也

妊婦氏名

市町村名 各務原市

請求年月日 令和 年 月 日

健診コード	市町村コード	年	受診者番号	CD

妊婦健診は、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックのするためのものです。安全なお産のため、定期的に妊婦健診を受けましょう。

妊娠初期～妊娠23週（第6月末）	・・・・・・・・	4週間に1回
妊娠24週（第7月）～妊娠35週（第9月末）	・・・・・・・・	2週間に1回
妊娠36週（第10月）～以降分娩まで	・・・・・・・・	1週間に1回

妊婦健康診査を受診される妊婦の方へ

- この受診票は、妊婦健康診査の公費負担が受けられる補助券です。
- この受診票は、1回（1日）につき1枚ずつ使用してください。
 - 岐阜県内の医療機関で受診される場合は、医療機関へ提出してください。
 - 岐阜県外（国内に限る）医療機関・助産所等で受診される場合は**、費用はいったん全額立て替え払いをした後、各務原市健康管理課にて妊婦健康診査費助成の申請をしてください。助成額は市が定めた助成上限額の範囲内となります。
※受診日より1年以内に申請してください。 ※申請時の持ち物・・・記入済みの受診票・申請書・印鑑（認印）・受診日の領収書（原本）・振込先の金融機関口座
- この受診票は、分娩までに本人が使用するものに限り有効です。
- この受診票により公費負担が受けられる項目は次のとおりです。
 - 問診及び診察
 - 血圧・体重測定
 - 尿化学検査
 - G B S 検査（B群溶血性連鎖球菌検査）
- 妊婦健康診査を受診した際に、上記4以外の検査項目を受けられた場合は、その費用は自己負担となります。検査項目や費用については、医療機関窓口にてご確認ください。
- この妊婦健康診査の結果は、受診されました医療機関でお尋ねください。
- この受診票は、各務原市に住所を有する方しか使用できません。**転出された場合は、転出先の市町村で受診票の交付についてご相談ください。
- 岐阜県内の医療機関で受診された方の妊婦健康診査結果は、岐阜県国民健康保険団体連合会を經由し市へ報告されます。なお、健診に伴い収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき守られます。

岐阜県内の医療機関の方へ

妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、又は○を囲んで医療機関控部分を切り取り、残りを翌月10日までに岐阜県国民健康保険団体連合会まで請求総括票とともに提出してください。その際、受診年月日、医療機関コード及び請求金額を必ずご記入ください。

委託契約を締結していない医療機関（岐阜県外の医療機関・助産所等）の方へ

各務原市では岐阜県外の医療機関・助産所等で受診された妊婦の方に対して妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。妊婦健康診査の結果が判明しましたら、所定の事項を記入し、受診票を本人へ返却してください。また本人へ妊婦健康診査費を請求していただき領収書（明細が分かるもの）を発行してください。

【お問い合わせ】

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市健康管理課 TEL 058-383-1115